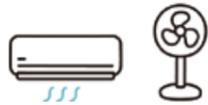




01

熱中症への対策が強化されました



熱中症はめまいや吐き気、頭痛などの症状を引き起こす健康障害で、重症の場合は生命に関わります。外での活動時だけでなく、室内で安静にしている場合でも発生する可能性があります。毎年熱中症による健康被害が多数報告されており、予防が重要です。

法改正による令和6年度からの新たな熱中症対策

●熱中症特別警戒情報の発表

国が定める指数以上の暑さとなることが予測されると、前日に「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」が発表されます。本市でも防災行政無線などを通じ、お知らせします。

※「熱中症警戒アラート」は、環境省のLINEアカウントや環境省熱中症予防サイトで発信されています。

●クーリングシェルターの開放

熱中症特別警戒アラートが発表された際には、冷房のある指定施設を「クーリングシェルター」として開放します。開放の状況は、都度防災行政無線や市HPでお知らせします。

熱中症対策には、個人での予防も重要です。熱中症の危険性が高い日には、外出を控えることやエアコンを使用することなど、予防行動を積極的に取りましょう。



市HP
(熱中症にご注意ください)

健康づくり課 ☎ 24-1111

02

地域通貨「させぼ e コイン」の加盟店を募集しています

加盟店を随時募集

本市が導入している電子地域通貨「させぼ e コイン」を、より多くの方が利用できるよう、使える店舗を募集しています。店舗は申し込み後、二次元コードを設置するだけで「させぼ e コイン」を導入することができます。

登録料・決済手数料は無料です。売上金振込時の振込手数料は店舗にご負担いただくことになりますので、ご了承ください。

「させぼ e コインのことがよく分からない」「加盟手続きが難しそう」と思われている事業者の方々には、加盟手続きサポートを行っていますので、させぼ e コイン事務局へご連絡ください。



させぼ e コイン
加盟店申し込みフォーム



させぼ e コイン
加盟店問い合わせフォーム

令和6年度からの新機能など



令和6年度から「させぼ e コイン」は新機能の追加によって、さらに使いやすくなりました。佐世保の経済循環の促進と地域活性化につながる「させぼ e コイン」を、どうぞご利用ください。

- ユーザー間の送金機能(令和6年4月開始)
- 十八親和銀行口座チャージ機能(令和6年4月開始)
- 加盟店によるポイント発行機能(令和6年11月以降開始予定)

加盟店用コールセンター ☎ 050-3171-7058

利用者用コールセンター ☎ 050-3188-7205

03

新たな住民税非課税世帯等に給付金支給

対象 ①令和6年6月3日時点で佐世保市の住民基本台帳に記載がある世帯で、令和6年度において新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯

②新たな住民税非課税等世帯臨時給付金の支給対象世帯と同一世帯の18歳以下児童
※令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯臨時給付金の支給対象となった世帯を除く。

支給額 ①1世帯当たり10万円
②児童1人当たり5万円を加算支給

申請 6月下旬から対象世帯へ確認書などを送付します。確認書に必要事項を記入して返送するか、オンラインで申請してください

支給日 7月中旬(予定)



市HP
(①の給付)



市HP
(②の加算給付)

佐世保市臨時給付金コールセンター
☎ 050-3114-6566

04

定額減税を補足する給付金の支給

今年度実施される定額減税において、減税しきれないと見込まれる人(納税義務者)に対して調整給付金を支給します。

対象 次の2つの要件を満たす人

- ・令和6年度住民税(市県民税)の所得割が課税されている人、または、令和6年分の所得税が課税される見込みの人
- ・定額減税において減税しきれないと見込まれる人

※納税義務者本人の合計所得金額が1805万円を超える人を除く。

手続き 支給対象者に対し7月中旬に確認書を送付する予定です

支給日 7月下旬から(予定)



市HP
(定額減税補足給付金)

佐世保市臨時給付金コールセンター
☎ 050-3114-6566

05

西九州させぼ広域都市圏サービスの紹介～図書館相互利用サービス～



佐世保市を中心に、平戸市・松浦市・西海市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・佐々町・新上五島町・佐賀県伊万里市・有田町の12の自治体で構成する「西九州させぼ広域都市圏」。行政区域の枠を超え、さまざまな分野でスケールメリットを生かした取り組みを進めています。

今回は、さまざまな取り組みのうち、市民の皆さんに身近な取り組みを紹介します。

図書館相互利用サービス

取り組みに関係する市町間において、住民の皆さんが他市町の図書館を利用できたり、他市町の図書館に向くことなく佐世保市立図書館に本を返却したりすることができます。

※取り扱いできない市町があります。詳しくは市立図書館HPをご覧ください。



市立図書館 HP

市立図書館(相互利用サービス) ☎ 22-5618

政策経営課(西九州させぼ広域都市圏) ☎ 24-1111